



福島医発第 850 号（地）

令和 2 年 6 月 18 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻 一 良

（ 公 印 省 略 ）

学校における消毒の方法等について

（新型コロナウイルス感染症への学校環境衛生対応関連）

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

今般、文部科学省より、別添のとおり学校における消毒の方法等について関係各所に通知が発出され、本会に対しても日本医師会を通じて周知依頼がありました。

主な内容は下記のとおりです。

つきましては、貴会におかれましても本件につきましてご了知いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

記

- ・ 日常的な消毒について、物の表面の消毒には消毒用エタノールや 0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液を使用、または、一部の界面活性剤で新型コロナウイルスに対する有効性が示されており、それらの成分を含む家庭用洗剤を用いることも有効である。
- ・ 次亜塩素酸水は新型コロナウイルスに対する有効性についてはまだ十分確認されていない。
- ・ 次亜塩素酸ナトリウムの噴霧は、吸ったり目に入ったりすると健康に害を及ぼす可能性があるため、絶対に行わない。
- ・ 次亜塩素酸水の噴霧器の使用については、その有効性・安全性は明確になっているとは言えず、学校には健康面において様々な配慮を要する児童生徒等がいることから、児童生徒等がいる空間で使用しない。
- ・ 感染者が発生した場合の消毒については、必ずしも専門業者を入れて施設全体を行う必要はなく、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品を消毒する。

小郡三井医師会より

学校保健担当理事 田中泰之
会長 島田昇二郎

(健 I 82)
令和2年6月10日

都道府県医師会
学校保健担当理事 殿

日本医師会
常任理事 道永 麻里
(公印省略)

「学校における消毒の方法等について」の送付について
《新型コロナウイルス感染症への学校環境衛生対応関連》

平素、本会学校保健事業につきまして種々ご協力賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、学校保健に係る新型コロナウイルス感染症への対応した学校運営の在り方に関して、これまで文部科学省において「①新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」および、臨時休業を行う際の参考となるよう「②新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」（以下、両者を併せ「ガイドライン」という）また、ガイドラインを補足するものとして「③学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について」の作成および随時改定、併せて学校の衛生管理の観点から「④学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」を作成した旨、本会より都道府県医師会学校保健担当理事宛に通知しております（令和2年3月31日付(健 I 295)、4月3日付(健 I 16)、4月10日付(健 I 28)、4月21日付(健 I 38)、5月8日付(健 I 48)、5月26日付(健 I 62・健 I 63)を各参照）。

この度、文部科学省において、学校における教育活動の再開等にあたり、学校における消毒の方法について関係各所に通知が発出され、本会あて周知方依頼がありました。

つきましては、別添資料をお送りしますので、貴会でもご了知いただくとともに会員への周知方、よろしくお願い致します。

今回の主な内容は、下記のとおりです。

記

学校における消毒の方法について

【令和2年6月4日 文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課】

- 日常的な消毒について、物の表面の消毒には消毒用エタノールや0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液を使用、または、一部の界面活性剤で新型コロナウイルスに対する有効性が示されており、

それらの成分を含む家庭用洗剤を用いることも有効である。

- 次亜塩素酸水は新型コロナウイルスに対する有効性についてはまだ十分確認されていない。
- 次亜塩素酸ナトリウムの噴霧は、吸ったり目に入ったりすると健康に害を及ぼす可能性があるため、絶対に行わない。
- 次亜塩素酸水の噴霧器の使用については、その有効性・安全性は明確になっているとは言えず、学校には健康面において様々な配慮を要する児童生徒等がいることから、児童生徒等がいる空間で使用しない。
- 感染者が発生した場合の消毒については、必ずしも専門業者を入れて施設全体を行う必要はなく、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品を消毒する。

以上

別添

事 務 連 絡
令和 2 年 6 月 8 日

公益社団法人 日本医師会 御中

文部科学省初等中等教育健康教育・食育課

学校における消毒の方法等について

新型コロナウイルス感染症に関する学校でにおける消毒の方法について、教育委員会等に対し、「学校における消毒の方法等について（令和 2 年 6 月 4 日付け健康教育・食育課事務連絡）」（別添）の通り示しましたので、ご了知の上、貴会会員方に周知いただきますようお願いいたします。

学校における消毒の方法等について示しますので、関係各位におかれては御一読をお願いします。

事 務 連 絡

令和2年6月4日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健担当課
各都道府県私立学校主管部課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課 御中
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

学校における消毒の方法等について

学校再開に向けた新型コロナウイルス感染症対策等については、令和2年5月22日に発出した「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」において、学校の衛生管理上の留意事項を示し、学校における消毒の方法についても言及したところです。

この度、新たな情報を追加しましたので、下記に示す内容を参考にして、学校薬剤師等と連携し、適切な消毒を行っていただきますようお願いいたします。なお、この内容については、後日、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に追加します。

については、都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（高等課程を置く専修学校を含み、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、厚生労働省におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して周知されるようお願いします。

記

1. 日常的な消毒について

①消毒薬等について

・物の表面の消毒には、消毒用エタノールや0.05%の次亜塩酸ナトリウム消毒液*を使用し

ます。また、一部の界面活性剤で新型コロナウイルスに対する有効性が示されており、それらの成分を含む家庭用洗剤を用いることも有効です。

- ・次亜塩素酸水は、「次亜塩素酸ナトリウム」とは異なるものであり、新型コロナウイルスに対する有効性についてはまだ十分確認されていません。

*児童生徒等には次亜塩素酸ナトリウムを扱わせないようにしてください。

②消毒の方法について

- ・児童生徒等がよく手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）や共用物は1日に1回以上、消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭きます。
- ・トイレや洗面所は、家庭用洗剤を用いて洗浄します。
- ・消毒作業中に目、鼻、口、傷口などを触らないようにしてください。
- ・換気を十分に行います。

○エタノールを使用する際の注意点について

- ・エタノールを布等に含ませ、消毒対象を拭き、そのまま乾燥させます。
- ・揮発性が高く、引火しやすい性質があるため、電気スイッチ等への直接の噴霧は故障や引火の原因になります。

○次亜塩素酸ナトリウムを使用する際の注意点について

- ・次亜塩素酸ナトリウムで消毒する際は、必ず手袋を着用します。なお、ラテックス製ゴム手袋を使用する場合はラテックスアレルギーに注意が必要です。
- ・手指消毒には使用しないでください。
- ・色落ちしやすいものや腐食の恐れのある金属などには使用しません。
- ・非常にアルカリ性が高く、薄めた液でも材質によっては変色や腐食を起こす場合があることから、拭いた後は必ず清潔な布等を用いてしっかり水拭きし、乾燥させます。
- ・希釈した次亜塩素酸ナトリウムは使い切りとし、長時間にわたる作り置きはしないようにします。
- ・次亜塩素酸ナトリウムの噴霧は、吸ったり目に入ったりすると健康に害を及ぼす可能性があるため、絶対に行わないでください。
- ・製品の使用上の注意を熟読の上、正しく取り扱ってください。

○次亜塩素酸水の噴霧について

- ・次亜塩素酸水の噴霧器の使用については、その有効性及び安全性は明確になっているとは言えず、学校には健康面において様々な配慮を要する児童生徒等がいることから、児童生徒等がいる空間で使用しないでください。

○新型コロナウイルスに対して効果が確認された界面活性剤を含む洗剤について

- ・効果が確認された界面活性剤を使用している洗剤のリストが独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)のホームページ(<https://www.nite.go.jp/information/osirasedetergentlist.html>)

で公開されています。

- ・使用する際には、経済産業省及びNITEが作成したパンフレット「ご家庭にある洗剤を使って身近なものを消毒しましょう」(<https://www.nite.go.jp/data/000109484.pdf>)を参考としてください。
- ・手指、皮膚には使用しないでください。
- ・スプレーボトルでの噴霧は行わないでください。

2. 感染者が発生した場合の消毒について

児童生徒等や教職員の感染が判明した場合には、保健所及び学校薬剤師等と連携して消毒を行います。必ずしも専門業者を入れて施設全体を行う必要はなく、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品を消毒するようにします。なお、物の表面についたウイルスの生存期間は、付着した物の種類によって異なりますが、24時間～72時間くらいと言われており、消毒できていない箇所は生存期間を考慮して立ち入り禁止とするなどの処置も考えられます。

消毒は上記1を参考に行いますが、トイレについては、0.1%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液または消毒用エタノールを使用して消毒します。

【参考】厚生労働省のホームページにおいて、新型コロナウイルスについて、「物の表面についたウイルスは時間がたてば壊れてしまいます。ただし、物の種類によっては24時間～72時間くらい感染する力をもつと言われていています。」とされています。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_ga_00001.html#Q2-1 「新型コロナウイルスについて 問1」より)

< 本件連絡先 >

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
03-5253-4111 (内線 2976・2918)